

# 財団法人 児童健全育成推進財団寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本財団は、財団法人児童健全育成推進財団と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本財団は、児童の心身の健全な育成を図るため、児童館の活動を支援するとともに、地域組織活動の援助、児童福祉に関する調査研究、情報の提供など児童福祉関連の事業を推進し、以て児童福祉の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 児童の健康の増進及び情操の陶冶を図るために必要な事業
- (2) 児童館の設置運営に関する知識の普及啓発
- (3) 児童健全育成に関わる母親クラブ等の地域組織活動に対する指導、援助等
- (4) 児童館相互の連絡協調並びに関係機関及び関係団体との連携協力
- (5) 児童館職員、放課後児童クラブ職員等に対する各種研修会の実施
- (6) 児童文化向上のための優良児童文化財の普及活動等
- (7) 児童の健全育成に関する調査研究
- (8) 健全育成推進のための各種共済制度の運営
- (9) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 役員、顧問及び理事会

(役員の種類及び定数)

第5条 本財団に、次の役員を置く。

理 事 5名以上10名以内

監 事 2名

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 必要に応じ、常務理事を置くことができる。

(役員を選任等)

第6条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。

- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届けなければならない。
- 5 監事の異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届けなければならない。  
(役員職務)

第7条 理事長は、本財団を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた理事がその職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産及び会計の状況又は、業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は厚生労働大臣に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは第15条第1項又は第22条第2項の定めにかかわらず、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第9条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第10条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第11条 本財団に顧問3名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において推薦した者のうちから理事長が委嘱する。

3 顧問は、本財団の重要な業務について、理事長に意見を述べることができる。

4 顧問は、無給とする。

(理事会の構成)

第12条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第13条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(理事会の種類及び開催)

第14条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第7条第5項第4号の規定により、監事からの請求があったとき。

(理事会の招集)

第15条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第16条 理事会の議長は、理事会において互選する。

(理事会の定足数)

第17条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第18条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議決事項につき特別の利害関係がある者は、当該事項につき議決を行うことができない。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第20条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員)

第21条 本財団に、評議員5名以上10名以内をおく。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には第8条、第9条及び第10条の規定を準用する。

(評議員会)

第22条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には第14条第3項第3号、第17条から第20条までの規定を準用する。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

### 第4章 事務局

(設置等)

第23条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第24条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

- (3) 許可、許可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第5章 財産及び会計

### (財産の構成)

第25条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費その他の収入

### (財産の種類)

第26条 本財団の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (財産の管理)

第27条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

3 運用財産の管理運用は、元本が回収できる可能性が高く、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法で管理するものとする。

### (基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

### (経費の支弁)

第29条 本財団の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第30条 本財団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第31条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第32条 本財団の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第33条 本財団が資金の借り入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第34条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 株式の保有等

(株式の保有)

第35条 本財団は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。

(1) 第27条第3項における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。

(2) 基本財産として寄附された場合。

2 前項により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。

3 第1項の理由により株式保有等を行っている場合(全株式の20%以上を保有している場合に限る。)については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要について記載するものとする。

## 第7章 会 員

第36条 本財団の目的に賛同する個人又は団体は、本財団の会員となることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

## 第8章 寄附行為の変更と解散

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれの理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得なければ変更することはできない。

(解 散)

第38条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれの理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経解散することができる。

(残余財産の処分)

第39条 本財団が解散するときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれの理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本財団と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第9章 補 則

(公告及び情報の公開)

第40条 本財団は、次の業務及び財務等に関する資料を、主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 収支計算書
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 貸借対照表
- (8) 財産目録
- (9) 事業計画書
- (10) 収支予算書

(委 任)

第 41 条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 48 年 5 月 1 日から実施する。
- 2 本財団の設立当初の会計年度は、第 34 条の規定にかかわらず設立の日から昭和 49 年 3 月 31 日までとする。
- 3 本財団の設立当初の理事および監事は、この寄附行為の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。
- 4 本財団の設立当初の役員および評議員の任期は、第 8 条および第 21 条の規定にかかわらず、理事は就任後第 2 回の事業年度末までとし、監事ならびに評議員は就任後第 1 回の事業年度末までとする。
- 5 本財団の寄附行為は、平成 10 年 6 月 1 日から実施する。
- 6 変更後の寄附行為は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 変更後の寄附行為は、平成 22 年 8 月 3 日から施行する。